

消費者問題特別委員会 質問研究会
次 第

2010年2月3日(水) 8:00～
衆議院第二議員会館第1会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 講 演 講 師：日本女子大学 家政学部 准教授 細川 幸一 先生
テーマ「サイレント・マジョリティの声を聞くことこそが『友愛政治』
～ ケネディ大統領の消費者問題特別教書から学ぶ」

4. 質疑応答

5. その他

サイレント・マジョリティの声を聞くことこそが『友愛政治』 ～ケネディ大統領の消費者問題特別教書から学ぶ～

細川 幸一*

1. はじめに

消費者問題・生活者問題は自民党政権下では経済発展の結果生じる付隨的問題としか認識されてこなかった。「経済が発展し、企業が潤えば、消費者・生活者にも分配してやる」、そんな発想であった。公害や薬害などで健康被害を受けた経済発展の被害者に対しても小出しの救済を与えただけで済ませてきた。貪欲な「ノイズィー・マイノリティ」が政治を支配し、善良で控えめな市民すなわち「サイレント・マジョリティ」の声が政治・行政に届かなかつたのである（例：「水俣はあまりに霞ヶ関に遠すぎた」）。こうした声を反映した政治こそが「友愛政治」であり、その重要性に気づいた政治家がジョン・F・ケネディ米国大統領であった。

2. 消費者の三重苦

消費者が被害を受けてその被害回復を求めた場合、日本の法制度ではその実現はなかなか難しく、消費者には三重苦があると考える。

消費者被害は、通常、事業者の不当な行為や過失等によって生ずるから、まずは消費者自らが与えられた権利を当該事業者に対して主張し、最終的には司法手続きによって十分な救済がなされることが基本である。しかし、消費者自らが利用できる民事消費者法の整備は未だ十分とは言えず、司法が消費者にとって権利回復のための手段として必ずしも十分機能していないことは周知の事実である。これが第一番目の「苦」である。

消費者が自ら権利回復できないとすれば、行政が消費者に代わって事業者の違法行為を是正し、かつ消費者の被害救済に一定の役割を果すことが期待される。実際には、日本の消費者法は私法ではなく、行政法規（取締り法規）を中心であった。従って、被害回復を含めて消費者のために行政が積極的に活躍してくれれば良いのだが、それも期待できない。これが二番目の「苦」である。いわゆる主務官庁は事業者に対する規制権限は有していても、その行使には従来は消極的であり、仮に何らかの行政処分をする場合でも非常に甘い処分しかしないことが多い。また、主務大臣の行政処分の内容には被害者の救済は含まれない。一方、国民生活センターや消費生活センターにおける被害救済は当事者の自主的な合意を促すことが基本であり、事業者が受け入れを拒否したり、あるいははじめから行政を相手にする姿勢がなければほぼお手上げの状態である。すなわち、消費者は十分な権利も与えられていないことに加え、行政も頼りにならないこととなる。

それでも行政の不作為を消費者が追及し、それを是正させることができれば良いのだが、なかなかそうはいかない。それが三番目の「苦」である。主婦連ジユース裁判がその典型である。行政による不利益処分を直接受けた者（消費者問題で言えば、事業者）には異議申し立て権が認められているが、行政が、消費者等の国民一般のための事業者に対する不利益処分をしなかったとか甘すぎるといった場合に、消費者等の一般国民の行政に対する不服申し立てはほとんど認められてこなかった（反射的利益論）。

* 日本女子大学家政学部准教授。専門は消費者政策、消費者教育。国民生活センター調査室長補佐、米国ワイオミング州立大学ロースクール客員研究員などを経て現職。主な著書に『消費者政策学』（成文堂）。一橋大学法学博士。

3. 消費者行政の意義と課題を語ったケネディ

ケネディ大統領の「消費者の利益保護に関する特別教書」(1962年)における消費者の4つの権利（安全である権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を聞いてもらう権利）は有名であるが、私は、教書を締めくくる以下の言葉に注目したい。

「我々全員が消費者である。従って以上述べてきたような消費者の利益のための行動、申しあげれば、実は我々すべての者の利益に他ならない。このような諸計画を実行するのに必要な予算はそれほど大きなものではない。しかし、それは、我が国の自由競争を原則とする経済体制を強化し、我々の生活水準、保健衛生水準、更には伝統的に高い道徳律に貫かれてきた我が国の商業行為の典型を更に強化するのに大きな利益をもたらしてくれるものである。

私は、この特別教書の進言や要求が政府機関全体をして消費者の要望へ眼を向けさせるのに役立つことを心から願う。一般消費者の声は彼らが組織化されていないが故に、彼らより少数であるが効果的に組織化された団体の声程に強くワシントンまで届かないことがある。そして彼らの意見は明確に伝達されているとは限らない。しかし、我が国に経済的政治的民主主義がある限り、政府が決定する事項のひとつひとつの中で、消費者の利益を保護する義務を分かち持つものである。その義務を政府が遂行できるようにするために、議会及びすべての行政機関に力を貸していただけるようお願いする。」

ここでの内容は以下の4点に集約できる。①消費者政策は我々すべての者の利益となる。②その実行のコストはそれほどでもないが、経済体制の健全化とそれによる国民が受ける恩恵は非常に大きい。③消費者の声はそれが組織化されていないが故に、政治に反映されにくい、④経済的政治的民主主義の実現に向けて消費者の利益を確保することは政府の義務である。

消費者政策は声の大きい少数の者に影響されやすい。政府の決定により不利益を受けると感じる事業者・事業者団体は金、人を総動員して政治に働きかける。一方、通常、消費者被害は多数少額被害を特徴とし、消費者は市場に点在してお互いの接点をもたないから、結束できない。また、事業者はリピートプレーヤーとして問題の対応に長けているし、縦割り行政の中で官僚との交流も深く長い。一方、消費者は情報力、交渉力、資金力において事業者に比べて圧倒的に劣位にあり、また、行政との接点もなく、問題の処理の仕方を知らないワンショットプレーヤーであることが多い。従って政治はノイズィ・マイノリティに支配されることとなる。

1962年にケネディ大統領はそれに気づいたのである。民主党政権の「友愛政治」とは政治の舞台の主役をサイレント・マジョリティである市民に譲り渡すことを目指す政治といえよう。

4. 今、何が問題か？

(1) 「民事不介入原則」に固執する日本の行政

①行政庁は民事救済に行政権限は行使しないという原則から、各官庁による消費者被害の救済制度はない（例：景品表示法に違反した不当表示を消費者庁は排除措置するが、すでに騙された消費者の救済には一切関与しない）、②国民生活センター、消費生活センター等の消費者支援行政は、当事者の合意を基本とした非公式なあっせんによる被害救済を行政サービスとして行なっているため、救済が不十分であり、また苦情を申し出ない被害者の救済は皆無である。③許認可によって業を営む者が消費者に不当な契約を強いても民事上の契約問題であるとして行政は関与せず、行政処分を受けることはまずない（例：美容等の自由診療トラブル。特に包茎手術。美容整形クリニックで、10万円で包茎手術ができるという広告をみて受診してきた未成年者が、手術当日、診察室内で140万円のクレジット契約をさせられたトラブルなど多数）。

(2) 不透明な公共料金認可

国土交通省の運輸審議会は交通機関の運賃申請等について国土交通大臣からの諮問を受けて答申を出すが、同審議会は消費者（利用者）を「利害関係人」とみなしていない。

2009年12月16日に京成電鉄は成田空港線の運賃認可申請を行なった（日暮里と成田空港を最速36分で結ぶ新線）。これは民主党政権誕生後初の大規模な公共交通機関の運賃認可申請であるが、その内容が既存の路線である北緯線の沿線住民にとってきわめて不当な内容となっている（利用者の伸び悩みを理由に他の路線より2、3倍高い運賃を北緯線利用者は長年押し付けられており、今回の成田空港への延伸で利用者数が大幅に伸びることから運賃値下げが期待されていたが、値下げがまったくない）。関係自治体が税金を投入してわずか5%値下げする方向で合意したことにも住民は反発）。物価に影響のある案件は旧・物価安定政策会議に諮られており、現・消費者委員会がその機能を引き継いでいるが、国土交通省鉄道局は消費者委員会に踏る意図はない模様。本年1月26日、28日の両日に公聴会が開かれ、不当な申請内容に対する批判が相次いだ。民主党政権が生活者を無視したこのような不当な運賃認可申請を認めるのかにつき注目が集まっている。

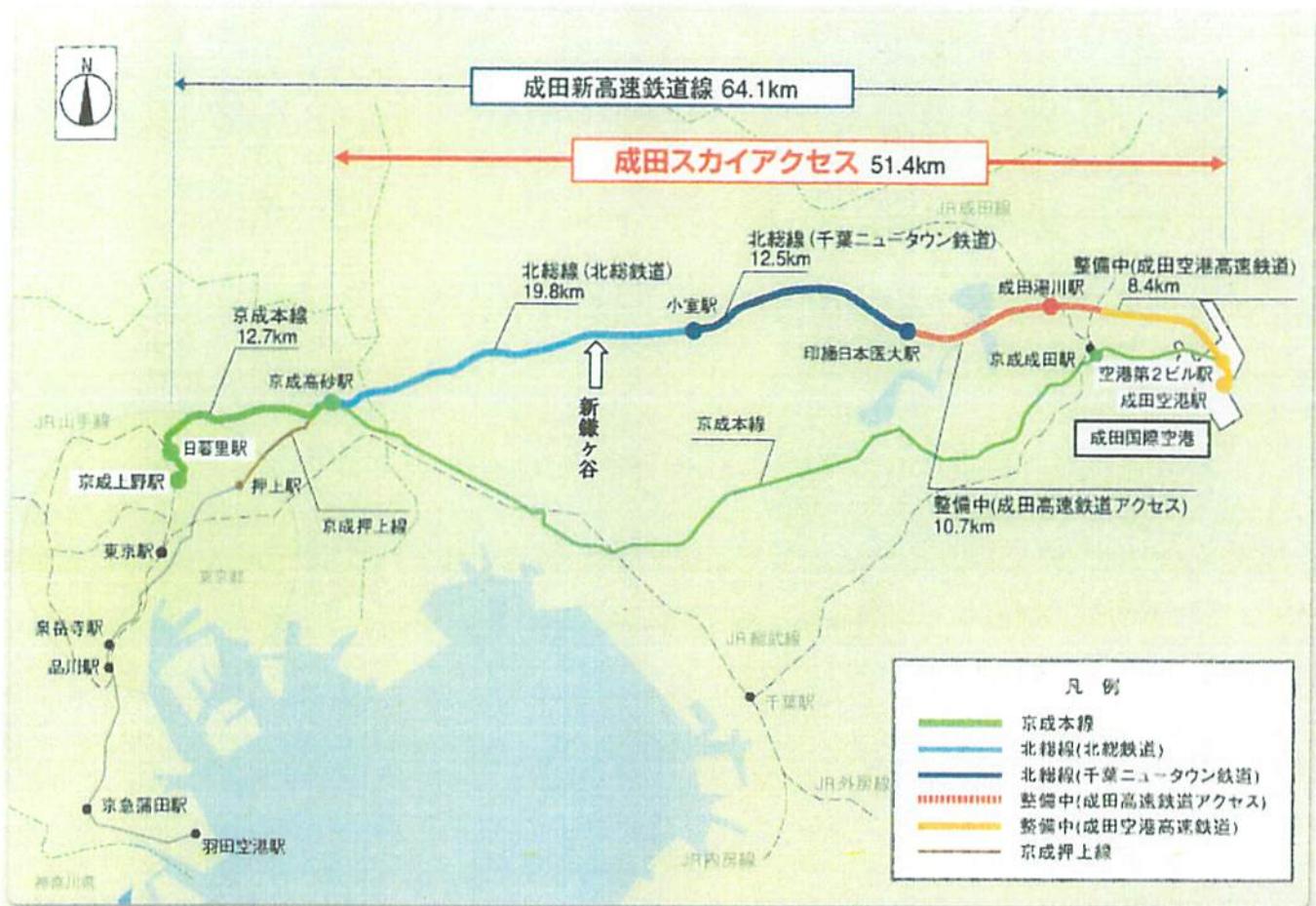
(3) 悪事のやり得を許す法制度

行政は民事救済制度を持たないことは前述したが、それは違法者の不当な利益が吐き出されていることも意味する。すなわち悪事のやり得を許している。課徴金には不当な収益を吐き出させる機能があるが、それを定める法律は少ない（収益は国庫に入り、民事救済には使われない）。

民事訴訟による消費者被害救済を考えた場合も、民事消費者法の整備は遅れており、また消費者の举証責任は消費者にとって重圧であり、仮に消費者の被害が認定されても、過失相殺により、事業者の損害賠償額が減額されることも多い。民事訴訟の違法行為是正機能については、被害者すべてが裁判に訴えるような状況は稀であり、また、裁判所は原告以外の同様な被害者の救済には関与しないため、裁判所による被告への損害賠償命令が違法行為是正の動機となる不当利益の吐き出しには必ずしもつながらない。ただし、消費者契約法、景表法、特定商取引法上の違法行為については団体訴訟制度が創設され、適格消費者団体による差止め請求権が認められており、損害賠償請求権の付与が緊急課題である。さらに、行政が消費者に代わって違法者を民事裁判に訴え、損害賠償請求する「父権訴訟」も検討すべきである。

(4) 不十分な日本の消費者教育

行政が事前に規制をしたり、事後的に被害救済を試みるよりも、消費者が賢くなり、適切な選択をし、被害に会わなければそれに越したことはない。また、賢い消費者が存在してこそ、良い企業が市場で支持を受け、消費者・事業者ともに潤い、経済も発展する（win-win論）。しかし現実には消費者が情報を得て、それを判断し、適切に行動に移すことは難しく、かねてより消費者教育の重要性が訴えられてきた。しかし、文部科学省の理解不足、受験偏重の教育プログラムなどから、学校における消費者教育がなかなか進まない。大人を含めて「消費者力」が欠如している（例：金利の仕組み）。消費者庁にも消費者教育の専管部門がない。民主党は省庁再編を視野に入れ、「子ども家庭省」の新設などが言われているが、消費者教育のための「消費者教育局」がぜひとも必要である。また、官僚の消費者教育も重要である。官僚が消費者・生活者自線で仕事をするような研修制度の創設が急務である（審議官クラスの新規任官者への窓口研修制度は創設された）。国民生活センターの研修部はもともとは「消費者大学校」構想から出発している。公務員向けの「消費者大学校」の創設を提案したい。また、韓国で実施されている官庁幹部の公募制度である「開放型職位制度」も参考となる。消費者庁長官は公募で選ぶべきである。



(京成電鉄のHPより転載)

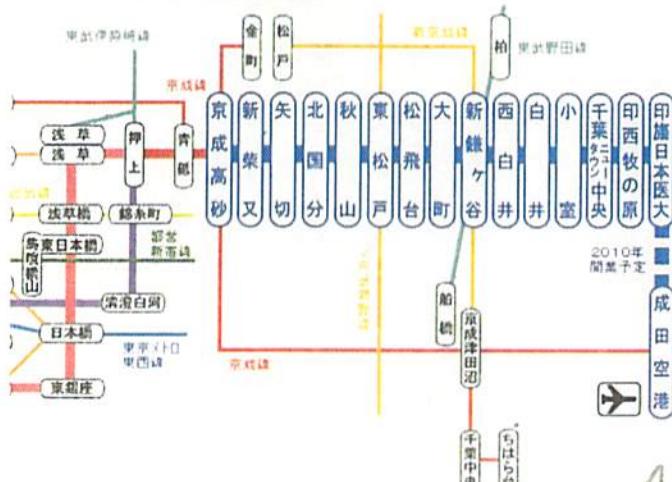
京成高砂から成田空港まで 51.4km、北総区間(京成高砂～印旛日本医大)32.3km

運行免許を持つのは①京成高砂～成田空港間……京成電鉄、②京成高砂～印旛日本医大……北総鉄道

この「二重免許が降りている」ことが、北総線区間を京成がただ乗りできる法的根拠となっている。また、北総が京成の連結子会社であることも「京成の無謀とも言える運賃独り占め」をゆるす原因となっている。

駅区間	第一種事業者	第2種事業者	第3種事業者
上野～高砂 12.7 km	京成		
高砂～小室 19.8 km	北総鉄道	京成	
小室～印旛日医大 12.5 km	(北総線運行区間)	京成	千葉ニュータウン鉄道(株)
印旛日医大～土屋 10.7 km		京成	成田高速鉄道アクセス(株)
土屋～成田空港 8.4 km		京成	成田空港高速鉄道(株)

北総鉄道 路線図



北総線区間(京成高砂～印旛日本医大 32.3km)の内、京成高砂～新鎌ヶ谷間が二期線として1991年(平成3年)に開業した。

二期線建設に当たって、将来空港への接続が前提となって、高規格の鉄道が建設され、多額の債務を北総鉄道が一手に引き受けているため、経常黒字で法人税も払っているのに、債務超過という不健全な財務状況が続いている。

近郊私鉄運賃の比較

会社名	区間	距離	運賃	倍率	通学定期 (1ヶ月)	倍率
京成成田空港線	高砂～印西牧の原	28.5km	790 円		20,860 円	
京成電鉄本線	高砂～志津	29.4km	420 円	1.8 倍	4,810 円	4.3 倍
東武鉄道	浅草～大袋	28.5km	400 円	2.0 倍	4,500 円	4.6 倍
西武鉄道	池袋～小手指	29.4km	360 円	2.2 倍	3,800 円	5.5 倍
新京成電鉄	京成津田沼～松戸	26.5km	250 円	3.2 倍	4,940 円	4.2 倍
東急電鉄	渋谷～南町田	29.2km	300 円	2.6 倍	4,570 円	4.6 倍
小田急電鉄	新宿～玉川学園前	27.9km	330 円	2.4 倍	4,910 円	4.3 倍
J R 東日本	東京～武蔵小金井	29.1km	450 円	1.8 倍	7,000 円	3.0 倍

京成電鉄・北総鉄道・関連会社資本構成、役員相関表

・事業関係が明確でないところがあります。参考資料として取扱い願います。
(作成: 北総線の運賃値下げを実現する会)

会社概要	会社名	京成電鉄	北総鉄道	千葉NT鉄道	成田高速鉄道アクセス	成田空港高速鉄道	新京成電鉄	東葉高速	官公庁
	鉄道事業	第1種・第2種	第1種・第2種	第3種	第3種	第3種	第1種	第1種	
	資本金	368億円	248億円	1千万円	190億8百万円	91億円	58億3千万円	396.4億円	
	役員数	15人	10人	?	10人	6人	12人	?	
	従業員数	1747人	293人	4人	?	6人	488人	289人	
	主要株主	日本マスター信託6.2%	京成電鉄50%	京成電鉄100%	成田国際空港54.5%	JR東日本33%	京成電鉄34.2%	千葉県26.4%	
		日本生命4.3%	千葉県22.3%	(公団より193億円譲受)	千葉県・京成電鉄・	京成電鉄33%	京成保険4.67%	船橋市24.2%	
氏名		日本トラスティ信託口5.31%	UR 17.3%	JAL・ANAほか	日本航空インター10%	日本生命3.26%	八千代市23%	その他	京成・新京成他
			松戸市他株主総数33名						
花田 力	出生年	1944生							
	最終学歴	1966慶應大商	代表取締役社長	監査役			取締役		
	初回就職	1966京成	('04~現在)				('02~現在)		
龟甲 邦敏	出生年	1942生		代表取締役会長('09~)					
	最終学歴	1965東大法	(元専務取締役)	('98~'02監査役)	(元取締役)	(元監査役)			(元運輸省気象局次長)
	初回就職	1965運輸省	('98~'05)	('02~'03代表取締役社長)	('04~'09)				(元船舶設備公団理事)
笠井 孝悦	出生年	1947生							
	最終学歴	1970早大政経	代表取締役	代表取締役社長	取締役	監査役	代表取締役副社長	取締役	
	初回就職	1970京成	(元専務取締役)	('09~現在)	('09~現在)	('09~現在)	('08~現在)		
金子 賢太郎	出生年	1948生							(元海上保安庁次長)
	初回就職	1972運輸省	常務取締役		代表取締役社長				
		2008京成	鉄道副本部長	('08~現在)					
澤田 謙	出生年	1939生				代表取締役社長			(元鉄建公団理事)
	初回就職	1965運輸省				('02~現在)			(元交通運営公団副裁)
		1998同省退職							
鈴木 航	出生年	1949生					代表取締役社長		(元国交省航空局次長)
	初回就職	?年運輸省					('07~現在)		(元鉄道運輸機構理事)
		2002同省退職?							(元船員労働委員会事務局長)
片岡 達一	出生年	1945生							
	最終学歴	1968慶應大法	(元常務取締役)		(元代表取締役社長)		(出向経験あり)	代表取締役社長	(出向経験あり)
	初回就職	1968京成						('07~現在)	
三枝 紀生	出生年	1949生			(元代表取締役社長)				
	最終学歴	1971中大経済	代表取締役専務	取締役	('05~'08)	取締役	取締役	取締役	
	初回就職	1971京成	総務人事担当・鉄道本部長	('05~現在)	取締役 ('05~現在)	('05~現在)	取締役 ('05~現在)	取締役 ('07~現在)	
石井 清昭	出生年	1947生							(元千葉県総務部理事)
	最終学歴	日本大?		常務取締役					(元千葉県交通計画課長)
	初回就職	千葉県厅?		('08~現在)					(2008退職)
佐々木 芳男	出生年	1950生							URより出向中
	最終学歴	?		常務取締役(UR出向者)					(元千葉NT事業本部部長)
	初回就職	UR?		('08~現在)					
堀内 正明	出生年	1949生							
	初回就職	京成?		(元鉄道本部電気部長)	常務取締役('05~現在)			(出向経験あり)	
		2004北総		運輸部長('04~現在)				('98~'98)	
大崎 雅夫	出生年	1948生		(元特別工事部次長)	取締役('08~現在)				
	初回就職	京成		特別工事部長('05~現在)					
河野 三男	出生年	1953生	(子会社帝都自動車嘱託)	取締役企画室長					(元国交省近畿運輸局長)
	初回就職	運輸省	('07~'09)	('09~現在)					
宮木 一男	出生年	1948生	(子会社帝都自動車常務)	取締役					
	初回就職	京成		('09~現在)					
原山 英之	出生年	1945生	(元開発本部次長)	常勤監査役					
	初回就職	京成		('07~現在)					
宮田 弘幸	出生年	1951生	取締役経理部長	監査役	監査役				
	初回就職	1974京成	('06~現在)	('08~現在)					

解説

1997
の形

被告人總數
公訴棄却
有罪答弁・不抗爭答弁
陪審裁判
裁判官裁判

※不抗争答弁有り窓口がある。
司法制度改革審議会がひいては選択肢を示すのを図

東京モノレールの廃止は四月二十一日から大顛倒した。定期料金は平均3・4%の上昇であるが、定期料金は平均2・2%もの値上がり（上乗運賃）である。東京モノレールは、原田忠雄会長が運賃の改定を進めたが、運賃の入れ代りで乗客を激減したため、想い切っても定期券を廃止して大顛倒されたのである。

輪相の説教を受けて荷車を出立し、運転者がそれを認識して運転する仕事である。」のカードでも運転者識別券は運転手ノーリールの出張券やうつした認可券のことが運転券と混同した。運転者識別券では、運転者識別券がでかい限りで運転券を運転しなければならないと定めているが、今回の荷車では運転されなかつた。「利害關係人」から申出がある場合は、必ず開封しなければならぬが、運輸審議会は利用者を「利害關係人」と

みなしてない。今回は競争關係にある事業者などの「利害關係人」からの申し出がなかったのだといふ。したがて、沿線住民や事業者の定期券代を預託してくる伊萬園連企業には異議申し立てる機会が与えら

みなしていい。今回は競争関係にある薬業者などの「利害関係人」か、ひの申し出がなかったのだといふ。したがって、ね縁住民や従業員の投票券代を回収して、この選舉連企業には投票申立てする機会を与えない

細川 幸

運賃認可に利用者参画必要

運営は大変な問題であります。しかし、民間の運営は非公営であるため、利用者の感想などいろいろある。たのなかなかならない。
近畿新幹線は本筋のため、結局は國家公営が特徴的であり、整備費額は四十七万五千元である。現在の構成は、西側の三井、伊藤忠、東側の三井、住友、日立、新潟鐵工所の六社で、計七社といふ形でござる。終點は西宮市

現在の恐慌のチーバー、通商江戸
港を守り漁業者などいたゞくもの
が、經濟的の厄難は耕田地主など
の過剰な生産や世界の感覚の制
度によるもの。通商新規の政策
が計画通りへこみ、漁業者の生産が
多くの漁業者を困らせる原因とな
るに至つたのである。銀行金融の危機がある
ことである。銀行金融の危機がある
ことである。

1997年の刑	
被告人総数	
公訴棄却	
有罪答弁・不抗争答弁	
陪審裁判	
裁判官裁判	

東洋の文化が世界に影響を与えること、これが日本文化の特徴である。しかし、その一方で、日本文化は世界文化の一環として、他の文化と並んで、世界文化の発展に貢献している。これは、日本の伝統文化が、世界文化の発展に大きな影響を与えたからである。

多くの請求や懲罰的な訴訟研究等による消費者被害が後を絶たない。国民生活センターによると、全国の消費生活センターに寄せられた消費者相談は、1001年度には、六十六万件であったものが、1003年度には百三十七万件と二倍になり、今年度はそれを大幅に超える勢いである。むづかしさの一つ、国民経済の不健全さを物語る由々しき事態であると言える。

これは特定の業者の問題といつて、国民経済の不健全さを物語る由々しき事態であると言える。

論



こういち
幸
細川
日本女子大学
助教授

消費者教育

適切知識 学校で教えよ

で、消費者自身が賢くなり、
被消費者にならないことが求め
られる。

この解決策として、あくま
で違法な行為を働く業者に対し
て刑罰等の制裁を加えたり
とが考えられる。しかし、そ
れは必然的に事後になるし、
すべての過失行為者を制御す
ることは不可能である。そ

分的ではあるが、一時は即
ちに被消費者にならないと求める
べきだ。

だが、消費者として、たゞ隠
なれと固つても、それは困難
である。消費者が情報を正しく
分析し、適切な行動を取り
たための知識や能力を身につけ

して自己防衛ができるようにな
らねばならない。適切な行
動は、健全な経済社会をつくる
ために不可欠の要件だ。」

学校週5日制の導入等のおお
りを受けて、社会科系統から
は削除され、家庭科でも後退
していく。

の実績を公表しており、二月
中に策定するとしている。

日本消費者教育学会は昨年
十一月、計画に盛り込むべき
むべき時に來ている。

消費者教育は消費者個人を
守るためにではなく、通商行
きを市場から撤退させ、健全
な事業者のビジネスチャンス
を拡大する。消費者政策会議
を構成する首相、各閣僚の下、
関係省庁は一体となる消費者
教育を推進する必要がある。

教育現場では、社会の横断
的な問題を扱う消費者教育
が改訂された。名称は消費者
基本法となり、「消費者の権
利」が「わたしたちの権利」
の継続である。

したがって、昨年六月、
消費者教育のための基本指針
の策定、学校での消費者教育
の実施、関係省による消費
者政策会議による策定され
たが、消費者施策の指針とな
る「消費者基本法」が消費
者教育関連の学習項目が社会科
(公民)や家庭科で、部

は、いよいよ本格化する。専門は消費者政策、消費者

の義務である。
従来もその重要性が叫ばれ
てきたが、その度は十分に文
部科学省や教育の現場に届い
ていない。第六次学習指導要
領(一九八九年)で、消費者
教育関連の学習項目が社会科
(公民)や家庭科で、部

もあるが、との範囲でも力を
入れていない状況にある。受
験に關係など」とは軽くこの
ところの意味もあり、ほんの少し
消費者教育を受けずと思
うが、消費者が社会に放り出
されてしまう者もある。

消費者が賢明な経済主体と
して自立した消費者としての形
象を公表しており、二月
に、健全な経済社会をつくる
ための不可欠の要件だ。」
日本消費者教育学会は昨年
十一月、計画に盛り込むべき
むべき時に來している。

消費者教育関連施策に関して
は、消費者教育関連施策に関して
は、消費者教育の実施は、行政や学校
が欠如してしまったが消費者
被害が拡大していくとの認識
を示した上で、対策として、
法。43歳。

は、各省庁である。学校教育は
×科の所管であり、消費者
教育の充実を家庭科の事務局
が主導するだけだ。

消費者教育は消費者個人を
守るためにではなく、通商行
きを市場から撤退させ、健全
な事業者のビジネスチャンス
を拡大する。消費者政策会議
を構成する首相、各閣僚の下、
関係省庁は一体となる消費者
教育を推進する必要がある。

教育現場では、社会の横断
的な問題を扱う消費者教育
が改訂された。名称は消費者
基本法となり、「消費者の権
利」が「わたしたちの権利」
の継続である。

専門は消費者政策、消費者

「定額方式リボルビング払い」を考える

定額方式リボルビング払い：借金・クレジットの利用件数や利用額にかかわらず、毎月定額(元金+金利)を返済する支払方法。

◎定額方式リボルビング払いの返済額をとりあえず1年間分計算してみよう！◎

条件：平成21年10月に30万円のショッピング 毎月5000円コース 年利18% 小数点以下切り捨て

支払い回数	支払い年月	支払い額	支払い元本	利息	元本残額
1	平成21年11月				
2	平成21年12月				
3	平成22年1月				
4	平成22年2月				
5	平成22年3月				
6	平成22年4月				
7	平成22年5月				
8	平成22年6月				
9	平成22年7月				
10	平成22年8月				
11	平成22年9月				
12	平成22年10月				
合計					

リボルビング払いの回答

利用金額	300,000 円
手数料・利率(実質年率)	18.00%
支払い内容	リボルビング・定額方式
毎月支払い金額	5,000 円
※残高スライド方式選択時 利用金額 10万円加算時毎の支払い額増分額	0 円
ボーナス支払い月	
ボーナス支払い額	0 円
支払い回数	155 回
支払い総額	772,996 円

平成21年4月に30万円のショッピング 毎月支払い額 5000 円 年利18%

支払い回数	支払い年月	支払い額	支払い元金	利息	元本残額
1	平成21年11月	5,000	500	4,500	299,500
2	平成21年12月	5,000	508	4,492	298,992
3	平成22年1月	5,000	516	4,484	298,476
4	平成22年2月	5,000	523	4,477	297,953
5	平成22年3月	5,000	531	4,469	297,422
6	平成22年4月	5,000	539	4,461	296,883
7	平成22年5月	5,000	547	4,453	296,336
8	平成22年6月	5,000	555	4,445	295,781
9	平成22年7月	5,000	564	4,436	295,217
10	平成22年8月	5,000	572	4,428	294,645
11	平成22年9月	5,000	581	4,419	294,064
12	平成22年10月	5,000	590	4,410	293,474
合計		60,000	6,526	53,474	293,474